

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例**

(青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第 1 条 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成 9 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青梅市行政不服審査会条例の一部改正)

第 3 条 青梅市行政不服審査会条例（平成 2 8 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号および第4号ならびに第18条の3第1項第1号および第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（青梅市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第1項第1号および第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第7条 青梅市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（青梅市消防団に関する条例の一部改正）

第8条 青梅市消防団に関する条例（昭和27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第9条 青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑または拘留に処せられた者にかかる他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号にかかる部分に限る。）および第5項（第3号にかかる部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められてい

る罪につき起訴をされた者とみなす。

(青梅市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の青梅市職員退職手当支給条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号にかかる部分に限る。)ならびに第17条第4項ならびに青梅市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 7 この付則に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。